

令和4年6月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和4年6月22日～23日

場 所 第5委員会室



令和4年6月22日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 訴えの提起について
- 報告事項
  - ・令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
  - ・令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- その他報告事項
  - ・みやざき産業振興戦略の改定について
  - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
  - ・令和3年度の企業立地の状況について
  - ・宮崎県観光振興計画の改定について
  - ・県営国民宿舎の活用検討について
  - ・宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理について
  - ・みやざきグローバルプランの改定について
  - ・都市計画区域マスタープランの一部改定について
  - ・宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について

- ・次期指定管理者の選定について
- ・高速道路等の整備状況と主な課題について
- 閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	山内 佳菜子
委員	二見 康之
委員	野崎 幸士
委員	山下 寿
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(1人)

委員	坂口 博美
----	-------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山 浩文
商工観光労働部次長	米良 勝也
企業立地推進局長	平山 文春
観光経済交流局長	山下 栄次
商工政策課長	高橋 智彦
経営金融支援室長	島田 浩二
企業振興課長	佐々木 史郎
食品・メディカル産業推進室長	阿萬 慎治
雇用労働政策課長	児玉 珠美
企業立地課長	松浦 好子
観光推進課長	海野 由憲
スポーツランド推進室長	那須 隆輝
オールみやざき営業課長	吉田 秀樹
工業技術センター所長	大衛 正直
食品開発センター所長	平川 良子
県立産業技術専門校長	有村 隆

県土整備部

県土整備部長	西田員敏
県土整備部次長 (総括)	日高正勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原口耕治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境光郎
高速道対策局長	廣松新
管理課長	井上大輔
用地対策課長	鍋島宏三
技術企画課長	中原学
工事検査課長	斉藤幸男
道路建設課長	加行孝
道路保全課長	東和俊
河川課長	山浦弘志
ダム対策監	山田清朗
砂防課長	行田明生
港湾課長	松山英雄
空港・ポート セールス対策監	岩切靖考
都市計画課長	黒木正行
美しい宮崎づくり 推進室長	迫節夫
建築住宅課長	巢山昌博
営繕課長	金子倫和
設備室長	中武英俊
高速道対策局次長	伊福隆徳

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村結
議事課主任主事	山本聡

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

---

午前10時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

委員の皆様方におかれましては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係ります第2号補正予算につきまして、議会開会日の6月10日に御審議をいただき、一般質問初日の6月15日に採決と迅速に御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

私ども商工観光労働部といたしましても、お認めいただいた補正予算につきまして、落ち込んだ地域経済の早期回復・活性化を図るため、迅速かつ丁寧な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導をよろしくお願いをいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

常任委員会資料の表紙にあります目次を御覧ください。

本日は、まず、I、議案としまして、公の施設に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

こちらは、来年4月1日に、宮崎県屋外型トレーニングセンターが供用開始する予定であることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、Ⅱ、報告事項としまして、損害賠償額を定めたことについて、繰越明許費繰越計算書について、事故繰越し繰越計算書について御報告させていただきます。最後に、Ⅲ、その他報告事項としまして、みやざき産業振興戦略の改定について、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について、令和3年度の企業立地の状況について、宮崎県観光振興計画の改定について、県営国民宿舎の活用検討について、宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理について、みやざきグローバルプランの改定についての7件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課・室長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○西村委員長** 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○海野観光推進課長** 議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では61ページから62ページにかけて記載されておりますが、お手元の商工建設常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

1の公の施設の名称であります、宮崎県屋外型トレーニングセンターであります。

2の改正理由ですが、当該施設については令和5年4月1日からの供用開始を予定していることから、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容ですが、(1)にありますよう

に、別表第1に当該センターを追加し、公の施設に位置づけるとともに、指定管理者に管理を行わせることができる施設として、別表第3に追加するものであります。

次に、4の施行期日ですが、条例の施行期日は、施設の供用開始日である令和5年4月1日としておりますが、指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理候補者の公募や指定管理者の指定に向けた準備などを進める必要がありますことから、これらの準備行為が施行期日前においても行うことができるよう、その旨を規定しております。

説明は以上であります。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** 特にないようでありますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○佐々木企業振興課長** 常任委員会資料の2ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

具体的には、令和3年7月1日に職員が、宮崎市佐土原町東上那珂のテクノリサーチパーク内のT字交差点を右折しようとしたところ、右側から走行してきた相手車両と出会い頭に衝突した事案でございます。

この事故により生じた損害につきましては、相手方と和解契約を締結しておりますが、損害賠償額は53万8,995円、専決年月日は令和4年5月10日でありまして、全額を県が加入している自賠責保険及び任意保険で支払っております。

交通法令の遵守、交通安全の確保につきましては、様々な機会を通じまして職員に注意喚起

しているところでありますが、このような事故が発生してしまい、大変申し訳なく思っております。

今後、このような事故が起きないように、再発防止に向けまして、より一層指導を徹底してまいりたいと考えております。

**○高橋商工政策課長** 常任委員会の3ページをお開きください。

令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書につきまして、報告させていただきます。

本年2月の定例会で御承認いただいた繰越明許費について、繰越額が確定したことなどから御報告するものであります。繰越明許費に関するものが10事業、事故繰越に関するものが1事業ございます。

まず、繰越明許費に関するものでございます。

3ページ一番上の県内事業者緊急支援事業は、国のまん延防止等重点措置等による行動要請等に伴い、影響を大きく受ける県内中小企業・小規模事業者の事業運営を支援する事業でございますが、4月から3月のまん延防止等重点措置に係る影響分につきまして、支援金の申請期間を十分に確保するため、繰り越したものであります。

2番目の、小規模事業者新事業展開等支援事業は、小規模事業者が新事業展開や販路開拓に取り組むための経費を支援する事業でございますが、実施主体における準備期間や事業開始後における事業の取組期間を十分に確保するため、繰り越したものであります。

3番目の地域経済回復支援事業は、地域の実情に応じた消費喚起策を行う市町村を支援する事業でございますが、市町村における十分な準備期間や事業の実施期間を十分に確保するため、

繰り越したものであります。

4つ目の離職者等採用企業支援事業は、新型コロナウイルスの影響により離職された方を採用した企業に対しまして、支援金を支給する事業でございますが、採用日の期限を3月末までとしたことに伴い、採用企業からの十分な申請期間を確保するため繰り越したものであります。

5番目の観光みやざき回復支援事業は、国の地域観光事業支援を活用し、全国向けの県内宿泊等の割引支援などを行う事業でございますが、事業実施が今年度となりますことから、繰り越したものであります。

6番目の県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン事業につきましては、今年1月の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用により、キャンペーンが実施できなかったことから、感染状況が落ち着き次第、速やかに事業を実施するために繰り越したものであります。

次の7番目及び8番目の屋外型トレーニングセンター整備事業につきましては、来年3月末のセンター完成予定として、今年4月から本格的に整備を開始するため繰り越したものであります。

9番目の世界県人会開催準備事業につきましては、令和5年の宮崎県人会世界大会に向けて、昨年度開催を予定しておりました「ひなた県人会国内サミット」が、コロナの影響により今年度に延期となったことに伴い、繰り越したものであります。

一番下の酒類販売事業者等緊急支援事業につきましては、まん延防止等重点措置により大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対しまして、国の支援金に上乗せして支援金を支給する事業であり、1月から3月までのまん延防止等重点措置の影響分につきまして、支援金の申請が年

度をまたがるため、繰り越したものであります。

次に、事故繰越に関するものについてでございます。

4ページの観光みやぎき緊急誘客促進事業は、県民の県内旅行を支援するとともに、全国に対し、本県への誘客を促進することで、県内観光関連産業の需要回復を図る事業であります。国の観光支援事業が繰越しとなったことに伴い繰り越したものであります。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項についての質疑はございませんか。

○二見委員 損害賠償についてですけれども、過失割合はどのような感じだったんですか。

○佐々木企業振興課長 過失割合は、県側が85で相手方が15、85対15でございました。

○二見委員 運転している以上は、交通事故というのは避けて通れない部分もあると思うんですが、県側が85ということは、やっぱり不注意だったんでしょうね。しっかり注意していただけるようお願いいたします。

○佐々木企業振興課長 今、御指摘のとおり、事故の調査の結果、県職員側と相手側双方の前方の不注意、確認不足が原因ということで挙げられておまして、過失割合につきましては、保険会社と相手側との協議の中で、こういった形になったということでございます。引き続き交通安全については、職員一同気をつけてまいりたいと思います。

○山下委員 10億円、20億円、40億円と、大きな数字を繰り越す最大の原因は何でしょうか。

○高橋商工政策課長 例えば県内事業者緊急支援事業で申しますと、今回、まん延防止等重点措置が1月から3月まで適用されておりましたがけれども、その後、申請を受け付けるといった

ところを勘案しますと、申請期間を十分に確保するためには今年度に繰り越す必要がございました。

また、3つ目の地域経済回復支援事業も1月の臨時議会で提案させていただきましたが、例えばプレミアム付商品券の発行については、市町村で予算化した上で準備していただいて実際に利用してもらう。そういった準備期間等を考えますと、今年度に繰り越す必要があったというところもございまして、結果として、ほかも含めてでございますが、こういった額になっております。

○山下委員 ならば、繰越しをすれば、この予算は消化する可能性が大いにあるということね。

○高橋商工政策課長 委員がおっしゃるとおりでございます。全ての事業について、今後しっかりと執行していく形になっております。多少の執行残の可能性は当然ございますが、この執行に向けてしっかりと頑張ってもらいます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋商工政策課長 みやぎき産業振興戦略の改定につきまして御説明させていただきます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

1の改定の理由についてでございますが、みやぎき産業振興戦略は、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標といたしまして、平成28年3月に策定したものであり、宮崎県総合計画の商工業に関する分野別計画として位置づけられているものであります。

今年度、戦略の第2期目の推進期間が終了することから、新型コロナへの対応を含め、社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行うものであ

ります。

2の計画期間といたしましては、令和5年度からの4か年としてございます。

戦略の改定に当たりましては、3の改定方法のとおり、市町村や関係団体、有識者と意見交換を行うことにより、これらの意見をしっかりと反映させてまいります。

4の改定のスケジュールといたしましては、商工建設常任委員会に途中経過を御報告させていただきながら、最終的には来年の6月定例県議会において、議案を提出させていただくことを予定しております。

**○島田経営金融支援室長** 当室からは、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

1、令和3年度の経営状況等、(1)の輸送実績でございますが、令和3年度は新型コロナウイルスが年間を通して感染拡大しておりましたことに加え、燃料費の高騰に伴う運賃の上昇が足かせとなり、前年度と比較しますと回復傾向が見られるところではございますが、依然として、コロナ前の令和元年度の水準までは回復していない状況でございます。

表の太い枠で囲った部分が令和3年度でございますが、一番上の行、貨物につきましては、トラック台数が5万9,918台、前年度比で99.5%とほぼ横ばい、コロナ前の前々年度と比較しますと、一番右の欄でございますが、90.3%と約1割の減少となっております。

主な減少要因といたしましては、コロナの影響による経済の停滞で、生産活動が減退し、国内貨物の総量が減少したこと、また、外食産業での需要が多い牛肉や酒類などが、飲食店の時短営業要請などで大きく減退したことなどが挙げ

られます。そのほか、燃料費高騰に伴う運賃の上昇で、物流事業者が輸送コストの割安なトラックによる陸送などへのルート変更をしたことなども要因の一つと考えられます。

次に、旅客につきましては、2行目のトラックドライバーを含めた総旅客数が7万5,806人、前年度比108.3%と増加しており、このうち、一般旅客については、その下の3行目、前年度比120.6%となっております。コロナ前の前々年度と比較しますと、一番右の欄、総旅客数が43.5%、一般旅客が30.5%と、依然としてコロナ前の水準には回復していない状況でございます。

主な要因といたしましては、度重なるコロナ感染拡大により人の流れが抑制されたことや、旧船は個室が少なく、コロナ禍における交通手段としては敬遠される傾向にあったこと、また、飛行機や鉄道などほかの交通機関と比べますと、ビジネス利用の割合が少ないことなどが挙げられます。

次に、(2)令和3年度における決算状況の見込みについてでございます。

貨物、旅客ともに回復傾向にありますことから、営業収益は伸びた一方で、営業費用のうち燃料費が24億8,900万円と、前年度から約8億6,000万円増加して、1.5倍以上に増大しており、経営を大きく圧迫しております。

この結果、営業収支はマイナス5億1,100万円、経常収支がマイナス2億9,400万円と、2期連続の赤字決算となる見込みでございます。

続きまして、次の7ページを御覧ください。

2の直近の状況(新船効果)についてでございます。

長期化するコロナ禍や燃料価格高騰の影響により、依然として厳しい経営環境下ではございますが、去る4月15日に1隻目の新船「フェリ



一たかちほ」が就航いたしました。

運航開始後まだ日が浅い状況ではありますが、参考として一月を通して新船が運航した5月の状況について記載させていただいております。

①の輸送量の増加につきましては、貨物・旅客ともに回復基調にあり、特に旅客が大きく伸びておりますことから、速報値ではございますが、営業収支が約2,300万円の黒字という報告を受けているところでございます。

燃料価格の高騰前であった昨年5月の営業収支、約6,400万円の赤字と比べますと大きく改善しており、コロナ禍からの回復に加え新船効果が現われているものと考えられるところでございます。

また、②の省エネ効果による使用燃料の低減につきましては、運航期間が短いため、まだ確証的なデータはございませんが、会社からは、当初想定していた程度の燃料削減効果は十分に期待できると伺っているところでございます。

次に3、令和4年度における需要回復に向けた主な取組についてであります。

現在、会社において大型化や個室化など新船の強みを生かした営業を強化し、落ち込んだ積荷や旅客の回復に懸命に取り組んでいるところですが、県としましては、主に記載の事業により支援をしているところでございます。

(1)の貨物対策につきましては、臨時交付金を活用した①の公共交通・物流需要回復プロジェクト事業により、コロナ禍で陸送や他航路に流れた本県初の上り荷の回復を図るとともに、②の長距離フェリー下り荷確保支援事業により、季節や曜日等に応じた柔軟な運賃割引や、まさに本日から、関西エリア最大の物流展に参加し、新規顧客の掘り起こしをするなど、長年の課題である下り荷の確保に努めているところです。

次に、(2)の旅客対策につきましては、お手元に参考資料としてチラシを配付させていただいておりますが、①の公共交通物流・物流需要回復プロジェクト事業により、県民向けの割引キャンペーン等の実施への支援を行い、まずは落ち込んだ旅客需要の回復を目指すとともに、②の船旅の新たな魅力開発・発信支援事業では、船上イベントの実施など、船旅ならではの魅力を高めることで新船効果を最大化し、新たな旅客需要の掘り起こしやリピーターの確保を図る取組への支援を行うこととしております。

県としましては、今後も引き続き、できるだけ早い時期に経営回復が図られるよう支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○松浦企業立地課長** 常任委員会資料の8ページをお願いします。

令和3年度の企業立地の状況について御報告いたします。

まず、1、企業立地の目標と実績であります。

表にありますように、企業立地につきましては、令和元年度から4年度までの4年間で企業立地件数150件、このうち県外新規50件、最終雇用予定者数5,000人を目標として取り組んでいるところです。

これに対し、元年度から3年度までの3か年の実績であります。企業立地件数が116件、うち県外新規が37件、最終雇用予定者数は3,274人となっております。目標に対する達成率は御覧のとおりとなっております。

次に、2、業種ごとの立地件数・雇用者数の推移ですが、過去5年度分を記載しております。

一番右側の列、令和3年度の立地件数は、製造業が10件、情報サービス産業が13件など、合計で30件となったところであります。

3の令和3年度の企業立地の状況と主な特徴としましては、(1)にありますとおり、件数としては過去5年間で最も少なくなりました。これは、新型コロナによる影響の長期化により、経済の先行き不透明感が続いたことや、県外との往来に制約を受け、視察受入れ等の誘致活動を思うように進められなかったことなどが主な要因と考えております。

業種で見ますと、(2)にありますように、製造業及び情報サービス産業については減少した一方、流通関連業は好調に推移いたしました。

(3)にありますように、製造業では、電気自動車向けなどのリチウムイオン電池素材の生産工場増設や、半導体需要の増加に伴う工場増設といった立地案件がございました。

また、(4)のとおり、情報サービス産業では、災害・感染症に係るリスク分散等を目的とした新たな拠点整備の動きも見られております。

(5)にありますとおり、地域的には10市町において立地認定を行いました。製造業及び流通関連業の半数以上を都城・北諸県地域で立地認定してございまして、都城志布志道路の整備効果も見据えた企業の投資意欲がうかがえるところであります。

なお、次のページ以降に、3年度の立地企業の一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

**○海野観光推進課長** 宮崎県観光振興計画の改定について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

1の改定の理由についてであります。宮崎県観光振興計画は、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例第10条第1項に基づき、本県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、宮崎県総

合計画を具現化するための観光に関する分野別計画として位置づけられております。今年度、計画期間が終了することから、社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行うものでございます。

2の計画期間としましては、令和5年度からの4年間としております。

計画の改定に当たりましては、3の改定方法のとおり、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例第10条第2項の規定に基づき、観光審議会において意見を聴取するほか、市町村及び関係団体とも意見交換を行う予定にしております。

4の改定スケジュールとしましては、外部有識者等から成る観光審議会を開催し、意見聴取を行うとともに、市町村及び関係団体との意見交換を行った上で、11月の常任委員会において計画の骨子案を、その後、来年2月の議会において計画の素案をそれぞれ御説明させていただき、御審議いただく予定としております。

続きまして、県営国民宿舎の活用検討について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

1の国民宿舎活用検討事業についてですが、県営国民宿舎は改修後20年以上経過しており、施設設備の老朽化が進んでいるため、令和3年度に維持費用や運営方法等の課題について検討を行うとともに、地元市町、民間事業者等から幅広く意見を求めるなどして、県営国民宿舎の今後の活用に向けて総合的な検討を行ったところであります。

2の県営国民宿舎の経営状況ですが、(1)に県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の経営状況、(2)に県営国民宿舎高千穂荘の経営状況を掲載しております。

平成18年度から指定管理制度を導入しておりますが、いずれの施設も赤字の経営期間が長くなっております。

赤字経営の要因としましては、自然災害の影響や周辺環境の変化等により、利用者数が想定よりも少なくなったことや、人的・物的な投資を行うためには長期的な視点が必要になりますが、5年間という指定管理期間では、指定管理者が十分な投資に踏み切れなかったことなどがあるものと考えております。

3のヒアリング等結果についてですが、(1) 地元市町へのヒアリングにおいては、えびの市から、えびの高原唯一の宿泊施設、登山などの宿泊拠点であり、県観光周遊の拠点として必要である。民間事業者の運営では撤退の懸念があることから、県保有が望ましいとの意見が出されました。

また、高千穂町からは、町内には小規模な宿泊施設が多いため、一定規模の部屋数を有する施設として必要である。西臼杵エリアの観光振興や観光客を県内全域に周遊させるための拠点として、県保有が望ましいとの意見が出されたところです。

(2)の民間事業者へのヒアリング等につきましては、収益性の低さや今後多額の修繕費が必要になってくることのほか、えびの高原施設の運営については、火山等の自然リスク・災害リスクがあるとの意見が出されたところです。

資料の13ページを御覧ください。

4の県営国民宿舎の活用方針についてでございます。

えびの高原荘、高千穂荘は、本県を代表する観光地にあり、宿泊・観光需要に対応するとともに、県内観光客を周遊させ、経済効果を波及させるための県の観光拠点施設としての役割が

求められることから、以下のとおり県営国民宿舎として活用を図ることといたしております。

まず、(1)の管理運営についてですが、広域的な観光拠点としての活用や新たな観光需要への対応を図るため、引き続き県が保有し、運営を継続することといたします。

管理運営手法について、指定管理とPFI(RO)を比較した結果、指定管理のほうが県の財政負担が少なくなるため、指定管理による運営といたします。

また、修繕費用の負担軽減・平準化による経営の効率化や安定的な人材の育成・確保によるサービス水準の向上などが期待できるため、指定管理期間の延長についても検討することといたします。

(2)施設の魅力向上・誘客対策については、地元市町や周辺の観光地等の連携や、指定管理者の自主的な集客の取組を促進・支援することで、施設の魅力向上や利用客の増加を図るとともに、県内全体への波及につなげてまいります。

具体的には、えびの高原荘については、アウトドアを目的とする観光など、新たな観光需要を取り込むとともに、市のキャンプ村や周辺自治体の観光施策との連携を図ってまいります。

高千穂荘については、神話をテーマにした旅など、高千穂ならではの需要や教育旅行等の団体需要を取り込むとともに、五ヶ瀬スキー場や隣県の観光地等との連携を図ってまいります。

最後に、(3)今後の検討課題についてですが、①施設管理に係る経費負担の見直しにつきましては、施設建設や改修・修繕のための費用について、指定管理者からの納付金に加え、一般会計からの繰出金を充当してきたところですが、現施設の建設のための起債償還は令和元年度に終了しており、当面は、主に施設改修・修繕の

ための費用になります。

今後、必要な改修・修繕費用をさらに精査し、適切な納付金の設定についても検討を進めてまいります。

また、②にありますとおり、各施設の利用促進や拠点施設として効果を高めるため、新たな観光需要を取り込む施策や、九州隣県等から訪れる観光客をターゲットに広域周遊させる仕組みづくりなど、具体的な施策を検討・実施してまいります。

**○那須スポーツランド推進室長** 宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理について御説明いたします。

常任委員会資料の14ページを御覧ください。

先ほど、議案第7号の説明にもありましてとおり、県では、本議会において公の施設に関する条例の改正案の中で、現在建設中である宮崎県屋外型トレーニングセンターを公の施設に位置づけるとともに、令和5年4月から指定管理者に本センターの管理運営を行わせることができることとしております。

来年4月からの供用開始に合わせて指定管理候補者の公募を行うに当たりましては、7月から9月まで公募を行う必要がありますことから、その募集方針等について、今回、本委員会において報告させていただくものであります。

まず、1の指定管理者が管理を行う公の施設の名称及び所在地ですが、名称は宮崎県屋外型トレーニングセンターであり、所在地は、宮崎市山崎町浜山415番地87になります。

次に、2の募集方針についてですが、(1)の業務の範囲は、利用の受付など①の施設の利用に関する業務のほか、建物の保守管理や清掃といった②の施設の維持及び保全に関する業務等になります。

(2)の指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としております。

(3)の基準価格ですが、指定管理料を年額5,291万6,000円とし、(4)の利用料金収入(見込)は、827万5,000円を見込んでおります。

なお、利用料金収入見込額の算出に当たり、室内練習場、会議室などにつきましては、県総合運動公園の類似施設との均衡を図るとともに、ラグビー・サッカー場、多目的グラウンドについては、代表クラスやラグビーのリーグワン、サッカーJリーグの利用頻度が、県総合運動公園のラグビー・サッカー場より高くなることや、良質な芝環境も踏まえ、同グラウンドより3割から4割高く設定した形で積算しております。

具体的な利用料金の設定に当たりましては、今後、公の施設に関する条例や使用料・手数料徴収条例の改正作業を速やかに進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)の募集概要についてですが、募集期間は令和4年7月7日から9月8日の約2か月間としており、現地説明会については7月22日に開催いたします。

広報については、県広報、ホームページ、新聞、テレビ・ラジオ等の媒体を通じて行います。

(6)の資格要件につきましては、宮崎県内に事業所または事務所を有する、または指定期間の初日までに設置が見込まれる法人、その他団体であることなど、①から⑧までの要件を設定しております。また、⑧の下に米印で記載しておりますが、複数の団体による共同申請も可能としております。

(7)の選定についてですが、①の審査の流れにありますように、まず、スポーツランド推進室で資格要件を満たしているか、書類審査を行います。次に、外部の委員で構成する指定管

理候補者選定委員会において、スポーツランド推進室の書類審査を通過した応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づき採点し、候補者案を決定いたします。その後、スポーツランド推進室内で選定基準に基づき、評価を行い、その結果が指定管理候補者選定委員会で決定した候補者案と異なっていないかの確認を県職員で構成される指定管理候補者選定会議において実施した後に、県が指定管理候補者を選定いたします。

16ページを御覧ください。

選定委員会及び選定会議のメンバーにつきましては、それぞれ②、③のとおりであります。

次に、(8)の選定基準ですが、①住民の平等な利用が確保されていること、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画であることなど、5項目を設定しております。

17ページを御覧ください。

(9)の審査項目配点ですが、(8)の選定基準ごとに審査項目を設定しており、合計100点で採点を行います。

最後に、3、今後のスケジュールですが、指定管理候補者の募集や指定管理候補者選定委員会の審査、指定管理候補者選定会議による確認を経て、10月中旬に指定管理候補者の選定を行い、11月定例県議会で指定管理者の指定議案を提出させていただき、来年4月1日から指定管理者による運営を実施したいと考えております。

**○吉田オールみやざき営業課長** 常任委員会資料の18ページをお開きください。

みやざきグローバルプランの改定についてでございます。

まず、1の改定の理由でございます。

みやざきグローバルプランにつきましては、経済交流、国際交流といったグローバルな視点

から取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年6月に策定したものでありまして、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけられているものでございます。

今年度でプランの推進期間が満了しますことから、社会・経済情勢の変化を踏まえた所要の見直しを行うものであります。

次に、2の計画期間であります。令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

次に、3の改定方法であります。外部有識者等から成ります国際化推進懇話会を開催いたしますとともに、関係団体や民間企業とも十分な意見交換を行うこととしております。

最後に、4の改定スケジュールであります。関係団体や民間企業との意見交換を随時実施しますとともに、懇話会を適宜開催するなど、様々な立場からの意見の聴取を行う予定としております。

その後、11月の常任委員会において計画の骨子案を、来年2月の議会において計画の素案をそれぞれ御説明させていただきまして、御審議いただくこととしております。

3月にパブリックコメントを実施しまして、来年6月の県議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。その他報告事項についての質疑はございませんか。

**○来住委員** 屋外型トレーニングセンターについてお聞きしたいと思います。

まず、民地に県の公共物を設置している事例というのは、知事部局にはないと確認しているんですが、これは間違いないでしょうか。

**○那須スポーツランド推進室長** 間違いございません。

○来住委員 部長にお聞きしたいんですけども、公共性が高いものであるなら、土地を先に買収して、公共物を設置するというのが当然だと思います。

今、知事部局においては民地に公共物を建てていないというのが証明され、なぜかといったら、公共性が高いからだと思います。必要性が高いからこそ、土地を先にお買収して、そこに建てると。だから、民地に公共物を設置することは、一般的にはあり得ない、宮崎県においては現にあり得ていないわけです。なぜ、ここだけ民地に県の公共物を設置するのか、その理由をお聞きしたいと思うんです。

○横山商工観光労働部長 御指摘のとおり、一般的には、県で土地を所有することが原則であると考えております。

ただ、このトレーニングセンターをあそこに造るということにつきまして、御承知のとおりいろいろ経緯がございました。もともとあったオーシャンドームが解体されて更地になり、そこにフェニックスリゾートからの提案もあり、官民一緒になって国のナショナルトレーニングセンターを誘致しようということで、協議会をつくって活動してきた中で、スポーツランド宮崎をさらにステップアップしていくために、あそこにこういう施設がどうしても必要だということで、官民共通認識で取組をしてきたところでございます。しかし、国のほうがなかなか厳しいという状況で、県で整備をすることにしたという経緯がございます。

当然できるだけコストをかけずに整備しているように考えるわけですけども、そういう中でフェニックスリゾートから無償での借地という形で提供が可能だというお話がございました。しっかりと契約を行うことによりまして、施設

がある限りは将来に渡って利用を継続できることが担保できるという確認も取れましたので、そのコスト等も考えまして、借地という形で立地するというようにしたところでございます。

○来住委員 確認ですけども、フェニックスリゾートから提案があったんですか。

○横山商工観光労働部長 提案という言葉が適切かどうかというのはありますけれども、もともと、国にあの土地に施設を造っていただくということで、一緒になって活動してきたわけですが、なかなか国のほうでの整備は難しい状況になった過程の中で、無償でも可能だというお話がありました。

何とかそこに屋外型のトレーニングセンターを整備できないのかと方法論をいろいろ考える中で、やはり県で造らないと無理なのかなと、そういう検討になっていくと。そういう中で、当然コストの問題があって、そこを無償でも可能だということがございますので、それなら非常に可能性が高いということで、具体的に動き始めたということがございます。

○来住委員 その問題は、今後また詰めていきたいと思っております。

指定管理料が5,291万6,000円、利用料金が827万5,000円、これを合わせますと6,119万1,000円となるんですが、それほどの維持管理保全の費用がかかる。もちろん人件費を含めてかかるから、こういうおおよその計算になっているんだと思うんですけども、その維持管理だとか保全の経費というのは、具体的に何がどれほどかかるというのは、計算されているんですか。

○那須スポーツランド推進室長 積算をそれぞれしております。指定管理料5,291万6,000円と利用料金収入827万5,000円、これを合わせた金額がランニングコストとして必要であろうとい

うことであります。

○来住委員 その数字は、具体的に県議会に報告できるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 指定管理料と利用料金収入の基本的な積算の内訳、例えば人件費が幾らとか、委託料的なものが幾らとか、そういったところについては、御提示できると考えております。

○来住委員 今の段階は計画段階ですから、実際にやってみれば、当然そのとおりにいかないこともあったりはする、それはよく分かります。

しかし、現実にはそういう積算基礎は持っていらっしゃるということですから、それはぜひ当委員会に資料を出していただきたい。これは、委員長に後で諮っていただければありがたいと思います。

利用料金ですけれども、827万5,000円というところまで出ていますから、利用料金も非常に細かいんです。そうしますと、具体的に、例えばラグビーは年間何人の方が利用されて幾らになるのか、サッカーやその他の利用ではどのくらいになるのか、それも当然積算を持っていらっしゃるんですね。

○那須スポーツランド推進室長 そういった金額につきましても積算しております。

○来住委員 例えばラグビーが何人で幾ら、サッカーが何人で幾らというのは報告できますか。

○那須スポーツランド推進室長 県内外から延べ1万7,000人程度の利用者を見込んでおります。内訳としては、プロや実業団が9,000人程度、宮崎県のスポーツ協会加盟団体や、県内外のアマ団体で8,000人程度が利用する想定となっております。

利用料金の収入の内訳につきましては、ラグビー・サッカーグラウンドが約182万円、多目的

グラウンドが約222万円、室内練習場が約168万円、トレーニングジムが約126万円、ミーティングルーム、2つ合わせまして約129万円を見込んでおり、全体で約827万円となっております。

○来住委員 また資料を求めたいと思うんですが、県外と県内の利用者は分けて出ていますか。

○那須スポーツランド推進室長 県内外の明確な内訳というのは出ておりません。プロ実業団でありますとか、それ以外の県内のアマといいますか、スポーツ協会に属している団体とか、そういった区分分けはしております。

○来住委員 僕が知りたいのは、実業団でも、県内にある実業団と県外にある実業団、その県外の実業団が何人ぐらいなのかとか、もちろん計画でしようけれども、それはつかんでいらっしゃるんですか、おおよそ分かるんですか。

○那須スポーツランド推進室長 例えばプロ、Jリーグですとか、リーグワンですとか、代表クラスの合宿であるとか、こういったところはもちろん県外からなるかと思えますけれども、例えば、陸上の実業団だったりですとか、県外のアマチュアの団体、そういったところについての県内と県外の割合は、今のところ積算は上げておりません。

例えば料金の減額とか減免を、県内のそういった団体に適用するかどうかという検討は、これからあるだろう思っておりますが——今のところ料金一律の積算で、一部そういった減免等があり得ることも想定して、半額で積算しているところもございます。

○来住委員 委員長にお願いですけれども、とにかく今、この計画だけでも年間に約5,000万円を超える県民の税金を投入することになります。そういう点でも、非常に我々議会としてもこの内容についてはしっかりつかんでおく必要があ

と思いますから、今御報告されているような内容については、資料を求めたいと思いますので、諮っていただきたいと思います。

○西村委員長 今、来住委員より積算内訳等についての資料要求がありました。この件についてお諮りいたします。資料は全委員に提供ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 今、来住委員より要求のありました資料について、用意していただくようお願いします。準備期間はどのくらいかかりますか。

○那須スポーツランド推進室長 そんなに時間はかからないと思いますので、速やかに提供したいと思います。

○西村委員長 分かりました。それでは、よろしくお願ひいたします。

その他で何かございませんか。

○山下委員 委員会資料8ページに企業立地状況について一覧表が出ていますが、9番目の高鍋町の日本自給飼料生産普及センター、畜産飼料の製造・販売と書いてあるんですが、この企業の工場は出来上がったんですか。

○松浦企業立地課長 日本自給飼料生産普及センターにつきましては、TMR利用農家確保の面や資金調達面の面から、当初計画されていた形での工場建設等が一時中断していると聞いております。

会社では、事業計画を先延ばしし、事業規模を見直すなど再検討していると聞いておりました。検討状況を見守っている状況でございます。

○山下委員 分かりました。

それと12ページ、県営国民宿舎の活用検討について、この収支状況等をずっと見てみますと、コロナ前の平成29年から書いてありますが、どちらの運営も、非常に長きにわたってマイナス

が続いているような報告が出ています。

えびののほうは分からないんですが、高千穂町には国民宿舎の建設以降にビジネスホテル等ができた、民間の施設は黒字で営業をやっているわけです。そういう中で、先ほど来住委員が言われたように、これだけの税金を投入して運営を続けたいとけないのかなと疑問に思うんですけれども、そこ辺りはどうですか。

○海野観光推進課長 御指摘のとおり、高千穂荘につきましても、赤字経営が長く続いておりました。高千穂荘からの納付金約3,800万円を含んだ赤字となっております。

運営主体である高千穂荘から、県が納付金を頂いている状況ではございますけれども、高千穂荘の施設自体の建設費の償還でありますとか維持・改修費の費用負担については、県が負担しているという状況になりますので、そういった維持・改修費というのが今後も継続していくと認識しているところです。

高千穂荘もえびの高原荘も、県の代表的な観光地ということで、えびの高原だったら70万人から90万人程度、高千穂町では140万人から160万人程度の観光入込客がありますので、そういった地域において滞在型観光を推進して、経済的波及効果を高めていく必要があるということで、その拠点としてこの施設を活用していく必要があると思っております。

委員がおっしゃられるとおり、今後も施設の改修・維持・修繕費については、やはり一定の負担が必要になってまいりますので、真に必要な改修、維持コストを精査して、できるだけ県の負担を下げようという検討を進めていかなければならないと思っております。

○山下委員 えびの高原荘にしても高千穂荘にしても、建設するときには、えびの市、高千穂



町、どちらもぜひということをやったんだと思うんですが、必要であるならば、えびの市に運営してもらったり、高千穂町に運営してもらったりしない。それでなければ、この赤字をずっと続けるというのは——どちらも収益を上げる施設ですから、それなりの経営をやってもらわないと、これはやはり県民に説明がつかないです。だから、そこ辺りはもうちょっと真剣に考えてもらわないと、問題になるんじゃないかなと思うんです。

**○海野観光推進課長** おっしゃるとおりでございます。赤字経営期間が非常に長くはなっているんですけれども、宿泊客については、えびの高原荘では平成25年に1万4,000人程度となっております。その前の22年に口蹄疫、23年に新燃岳噴火で、かなり急激に下がった時期がございましたが、その後いろいろなキャンペーン、観光施策を講じまして、その効果もあったものだと思いますけれども、1万4,000人程度まで宿泊客が増えまして、黒字化が図られた時期というのがございました。

高千穂荘につきましても、2万2,000人程度が宿泊したときには、黒字化がしばらく続いた時期というのはございました。

こういったように、過去の実績や環境等を分析したところ、そういった人数がちゃんと確保できれば、黒字化は可能であるとは思っております。それだけの観光客の方に来ていただいて、泊まっていただくための施策というのがしっかりと組み合されれば、黒字化も可能であると思っております。

県としては、えびの市、高千穂町ともよく話し合いながら、連携した取組でこの拠点を有効活用してまいりたいと考えているところです。

**○山下委員** 特に高千穂荘の場合、周辺の民間

施設は経営できている、赤字では長く続かないから、恐らく黒字だと思うんですが、周辺はそういう状況なのに、この国民宿舎についてはできないということは、やっぱり何らかの努力が足りないのか、施設が悪いのどちらかでしょうか。そこ辺りができないならもうやめないと、これは大変なことになりますよ。ですから、そこ辺りをもっと検討してやってください。

**○海野観光推進課長** 高千穂荘の経営状況につきましても、赤字経営にならないようにしっかり分析して——高千穂荘はファミリー層向けということで、シングルが少ない構成ですから、教育旅行とか団体での受入れが可能な施設になりますので、そういった高千穂荘の強みをしっかり生かして、観光需要も分析しながら黒字化に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

**○野崎委員** 関連で、黒字化を目指すということなんですが、指定管理者を募集しても、指定管理期間の延長とか納付金の減免とか、しっかり指定管理者側に立った要件の改定を進めていかないと、なかなか手を挙げるところもないし、体力のあるところじゃないと手を挙げられない状況なので、そこ辺はしっかり検討して改善していただくようお願いいたします。

**○海野観光推進課長** 指定管理期間が5年間では、投資したものを5年間で回収しないといけないということになりますので、十分な、戦略的な投資が難しいという状況がございました。

収入、利益を上げるために必要な投資を指定管理者にも頑張ってもらって必要はあるんですけども、指定管理者にとって、取り組みやすくなるような期間の延長などについても検討を十分進めてまいりたいと思っております。

**○二見委員** みやざき産業振興戦略の改定につ

いて伺いたいですけれども、今年度に素案をつくって、来年の6月議会に提出予定ということですが、前回、第2期をつくる时候にもこういうスケジュールでやってきたと思うんです。そのときに、県内事業者へのアンケートを実施されたと思うんですが、その反応というか、県内事業者からきちんと情報が上がってくるようなやり方だったのか、確認です。

○高橋商工政策課長 前回、現行のみやざき産業振興戦略を策定する際にも、同じようにアンケート調査を実施しておりました。

今回、改定に当たりまして県内事業者で申しますと2,000事業者をピックアップさせていただいて、アンケート調査をまさに今、8月1日を締切りとして実施させていただいているところでございます。

例えば生産性、こういった取組をされているのか、また、新型コロナの影響はどうか、そういったところをしっかりと拾っていきながら、併せて各商工会ですとか、各圏域ごとに意見交換も今後予定しておりますので、しっかりと現場の意見も踏まえながら戦略の改定につなげてまいりたいと考えております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

---

午前11時18分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後に、お願いいたします。

○西田県土整備部長 おはようございます。県土整備部長でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に、一言お礼を申し上げます。先日、常任委員会委員の皆様、県北と県南と、途中雨も降った中ではありましたが、それぞれの地区において調査を行っていただきました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

申し訳ありませんが、ここで着席をさせていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、I、議案につきましては、議案第1号の補正予算案のほか、特別議案4件をお願いしております。

1ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。

令和4年度の6月補正額は、一般会計で太枠のDの欄の下から5番目ですが、42億5,269万6,000円であります。

その結果、6月補正後の予算欄は、その右のEの欄に記載のとおり773億5,395万3,000円となり、対前年度比で5.5%の増となっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部予算合計は、Eの欄の一番下に記載のとおり、791億4,604万9,000円となり、対前年度比で5%の増となっております。

補正予算と特別議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

恐れ入りますが、目次にお戻りください。

ページ中ほどのⅡ、報告事項につきましては、令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書ほか3件について、最後にⅢ、その他報告事項につきましては、都市計画区域マスタープランの一部改定についてほか3件について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○西村委員長 部長の概要説明が終わりました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○井上管理課長 委員会資料の2ページをお開きください。

県土整備部6月補正予算の概要について御説明いたします。

2の補助公共・交付金事業であります。

右から3列目のDの列、6月補正額を御覧ください。

今回の補正は、道路、ダム、港湾、住宅、都市公園の各区分における国庫補助決定等に伴うもので、一番下の計の欄にありますように、合計で42億819万6,000円の増額補正をお願いしております。

次に、3ページにつきましては、課別の内訳を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、4ページをお開きください。

繰越明許費についてであります。

一番下の行にありますとおり、今回は19事業、92億4,469万8,000円の繰越しをお願いしております。

繰越しの理由は、関係機関との調整や工法の

検討、用地交渉等に日時を要したことや、令和2年4月から県発注の公共工事について、国に準じて準備期間等を見直し、工事期間が工種により35日から95日ほど延びたことにより、工期が不足したことなどによるものであります。

説明は以上であります。

○加行道路建設課長 当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の71ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、18億6,983万4,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目で180億104万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明をいたします。

73ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、国庫補助決定等により、18億6,983万4,000円の増額を行うものであります。

補正予算については以上であります。

続きまして、委員会資料の10ページをお開きください。

議案第10号であります。これは、国道447号真幸工区で施行する(仮称)真幸トンネル工事(1工区)に係る工事請負契約の変更であります。

本件は、昨年度2月議会において議決いただいた工事でありまして、現在、準備工を行っております。

1の事業概要であります。真幸工区は、えびの市大字内竪で実施している道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費は約160億円です。

次に、2の真幸トンネル(1工区)の工事概要ですが、下の位置図を御覧ください。

鹿児島県側を含めたトンネルの全体延長は2,354メートルで、そのうち宮崎県側は1,842メートルであり、今回、えびの市側から延長850メートルの掘削を行う工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は47億2,893万1,240円、変更契約の金額は47億8,222万3,627円、5,329万2,387円の増額であります。

契約の相手方は、清水・大和開発・五幸特定建設工事共同企業体で、工期は令和4年3月7日から令和6年3月25日までであります。

4の変更理由であります。

令和4年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

その内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

最近の全国的な労務単価の上昇を考慮し、国土交通省より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」が通知されました。

国土交通省からの通知を受け、技術企画課より受注者に対して「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」を通知したところです。

特定措置の適用条件は、令和4年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和4年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したのになります。

本工事では、下の図、右下2重線囲みのおおりに、工事請負契約日が令和4年3月7日であり、予定価格の積算は左上点線囲みのおおりに、令和4年3月1日より前の旧単価を適用しているため、今回、受注者側からの請求があったことか

ら、特例措置として請負金額を変更するものであります。

道路建設課は以上であります。

○山浦河川課長 お手元の歳出予算説明資料の69ページをお開きください。

当課の補正予算額は2,257万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算は189億1,810万2,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明します。

77ページをお開きください。

(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、ダム管理施設の機能の向上を図るため、管理施設の改良や機器の更新を行う事業であり、国庫補助決定に伴い2,257万9,000円の増額をお願いするものであります。

河川課は以上であります。

○松山港湾課長 お手元の歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で22億2,532万7,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計が71億13万3,000円となり、港湾整備事業特別会計12億2,478万4,000円と合わせまして、当課の合計は83億2,491万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

81ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。これは、津波対策として古江港海岸ほか1港で海岸保全施設の整備を行うための経費ですが、国庫補助決定により4億5,000万円の増額を行うものであります。

次に、その下の(事項)港営費であります。これは、港湾施設の管理に要する経費ですが、船舶の衝突により損傷した福島港岸壁の

原状回復工事等に必要な経費について、4,450万円の増額を行うものであります。

詳細な内容につきましては、後ほど特別議案で御説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費であります。

これは、油津港の防波堤や細島港の岸壁などの整備を行うための経費であります。国庫補助決定により17億3,082万7,000円の増額を行うものであります。

次に、議案第11号「訴えの提起について」であります。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

1の概要であります。

福島港岸壁を船舶の衝突により損傷させた船主らを相手に、原状回復工事に係る費用全額の損害賠償を求める訴えを提起することについて議決を求めるものであります。

2の事故についてであります。

13ページに事故の位置図、写真を掲載していますので、併せて御覧ください。

事故につきましては、平成31年4月2日に、外国籍の運搬船が原木積み後、離岸距離が不十分なまま回転し、福島港岸壁に船首を衝突させました。岸壁の使用許可を受けた日本通運株式会社及び船主の香港法人に対し原状回復を求めてきましたが、現在まで補修工事が行われておりません。

3の経緯であります。

平成31年4月2日に事故が発生して以来、使用者側による損傷箇所の調査、復旧工事業者の調整が行われましたが、いまだ工事の着手には至っておりません。

県は、補修工事の実行について再三使用者側に催促を続けましたが、進展がなく、損害賠償

請求権の時効が迫ってきたため、令和4年3月23日に催告書を発出し、時効完成の猶予を行い、3月31日に港湾管理条例に基づく損傷した岸壁の原状回復命令書、4月25日に行政代執行法に基づく催告書を発出したところであります。

4の訴訟に至る理由であります。

(1)のとおり、使用者側が原状回復命令に応じないため、県が行政代執行で原状回復工事を行う予定としております。使用者側は、原状回復工事に係る費用負担の上限を示し、復旧に係る費用全額を支払うことについて同意をしておりません。

また、(2)のとおり、損害賠償請求権の時効完成となる9月までに、県が使用者側に対して訴訟を提起しないと、不法行為に基づく損害賠償請求権が消滅するため、訴えを行う予定としております。

県としましては、引き続き解決に向け交渉を継続していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木都市計画課長 お手元の歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

当課の補正予算額は、4,045万8,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は30億5,734万9,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

85ページをお開きください。

(事項)公共都市公園事業費であります。これは、都市公園施設の整備を行う経費でありまして、国庫補助決定に伴い増額を行うものであります。

都市計画課の説明は以上であります。

○巢山建築住宅課長 歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の補正予算額は、9,449万8,000円の増額

をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、23億5,738万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

(事項) 公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の整備に要する経費であります。国庫補助決定等に伴い9,449万8,000円の増額を行うものであります。

次に、委員会資料の6ページをお開きください。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正され、新たに良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が新設されることから、これに伴い必要となる手数料を新たに設けるものでございます。

2の改正内容であります。これについては、新たな制度に係る改正でありますので、次の7ページの関連資料で概要等を御説明いたします。

既存住宅における長期優良住宅維持保全計画の認定制度の概要であります。

1の背景ですが、長期優良住宅の認定制度は、住宅の流通市場において、購入者が耐震性や省エネルギー性などを有する良質な住宅を選ぶことを可能とすることにより、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来に継承していくことを目的として設けられております。

現行の制度は、建築計画と維持保全計画のセットでしか認定を受けられない仕組みであり、既存住宅については、建築行為を行わない限り良質な住宅であっても認定を受けることができない状況でございました。

このため、今般の改正により、良質な既存住宅について、建築行為がなくても認定を受ける

ことができるようになったところであります。

次に、2の制度改正の内容であります。

図で示しておりますように、これまでは既存住宅については、住宅の増改築をする場合、工事に着手する前に建築計画と維持保全計画を作成し、その内容が認定基準を満たしている場合には認定を受けることが可能となっておりますが、今回の改正により、建築行為がない場合であっても、建築計画において求められる要件が既存住宅に備わっていれば、適切な維持保全計画を立てることにより認定を受けることが可能となります。

具体的な認定基準は、(1)に記載のとおりです。

次に、(2)の認定のメリットであります。認定を受けることにより、流通時の差別化が図られ、付加価値が高まることにより、資産価値が上昇することが期待されています。

また、現所有者に対しては、税の特例措置や地震保険での割引、購入者に対しては、住宅ローンの金利引下げ等が予定されております。

資料の6ページにお戻りください。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)の第3条第1項では、表のとおり制度改正に伴い新たな3つの手数料を設けるものであります。

(2)の別表第2については、主なものを示しておりますが、共同住宅については申請の戸数に応じて9段階の手数料金額を定めております。

最後に、3の施行期日ではありますが、令和4年10月1日から施行することとしております。

次に、8ページをお開きください。

議案第9号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御

説明いたします。

1の改正の理由であります。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、子育て世帯向けの期限付一般県営住宅については、入居期間に制限を設けているところではありますが、入居後に子が増えた場合において、入居期間の延長ができる規定の追加等を行うものです。

2の改正の内容であります。

まず、(1)の県営住宅に入居できる同居者の要件緩和であります。これまで入居者と同居できるものを血縁関係のある親族としておりましたが、先ほど御説明した施行規則が改正されたことにより、親族に相当すると考えられる里子や同性パートナー等についても同居させることが可能となったこと、県営住宅には国の施行規則が適用される住宅が含まれていることから、条例においてこれらの者を「同居親族等」として定義し、県営住宅全てにおいて同居要件を緩和する改正を行うものでございます。

次に、(2)の期限付一般県営住宅の入居期間延長規定の追加等であります。

本県では、平成23年度から期限付入居制度制度を開始し、県営小戸団地ほか2団地において32戸を子育て世帯向けに供給しているところです。

1点目について、当該住宅の入居者には退去期限がございますが、入居者にやむを得ない事情がある場合に、入居期間の延長ができる規定を追加します。

やむを得ない事情の例としまして、1の改正の理由で御説明しましたように、新たに子が増えた場合や病気等で入院するなど、引っ越しが困難な場合を想定しております。

2点目について、新たに入居する者については、入居時点で最年少の子が義務教育を終了するまで入居が可能となるよう、当初の入居期間をこれまでの13年以内から16年以内とする改正を行うものでございます。

なお、改正の詳細につきましては、お手元の令和4年6月定例県議会提出議案の97ページから102ページにお示しをしております。

3の施行期日ではありますが、公布の日から施行することとしております。

建築住宅課は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○重松委員 工事請負契約の変更について、労務単価の適用によってこれが遡ってできると理解できましたが、労務単価は何%ぐらい上昇したと考えればいいのでしょうか。

○加行道路建設課長 全国的に、平均3%ぐらい上がったとあります。

ただ、5%以上増えたところもありまして、土木一般世話役のあたりについては5%以上とあります。

○重松委員 この工事のほかにも、何か見直すところもあるのでしょうか。ほかの案件も出てくる可能性があるのでしょうか。

○加行道路建設課長 議会案件につきましては、この1件でありまして、事務所発注とかそういった部分につきましては、また多数ございます。

○重松委員 分かりました。

別件で、12ページの訴えの提起についてでございますが、ここにある訴訟の相手側の使用者側というのは、日本通運株式会社、船主と両方併せてという意味なのでしょうか。

○松山港湾課長 おっしゃるとおり、この2者に対してです。

○重松委員 (1)に「同意をしていない」とありますけれども、同意しない主な理由はどういうことなのでしょう。

○松山港湾課長 まず、日本通運株式会社側については、船舶代理店ということで、岸壁使用の許可は取っているんですけども、実際岸壁の修復工事については船主側であり、日本通運株式会社ではないと。また、船主は、工事費用に対して上限を示し、全額は払わないという状況で、まだ解決に至っておりません。

○重松委員 これから訴訟ですが、この工事自体は早くやらないと影響を及ぼすということでしょうか。

○松山港湾課長 岸壁の利用は継続しているんですけども、やはり現場では苦勞している点がございますので、早めに行政代執行で工事を執行したいと考えております。

○重松委員 分かりました。速やかにやっていただいた上で、また訴訟もしっかり勝ち取っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○二見委員 結構時効ぎりぎりまで引っ張ってきたというのは、何か理由があるんですか。

○松山港湾課長 これまでは、訴訟まで至らないということで、口頭なり文書によって示談といたしますか、任意で交渉を続けてきたんですけども、いよいよ時効が迫ってきたということで、今回、訴えを提起することとしております。

○二見委員 原状回復工事は、早めにするべきだったのかなと思います。

相手方からの譲歩、何か進展があったからこれだけ時間がかかったんですか。それとも最初から膠着状態のまま、ずっと引っ張ってきてしまったのか。基本的にはこういうもめごと、問題事というのは速やかに処理することが大事

じゃないかなと思うんです。そこ辺の経緯は書いてあるけれども、大丈夫だったんでしょうか。

○松山港湾課長 相手方も、もう全くやらないというわけじゃなくて、書いてありますように、現場の調査とか復旧工事の調整までは行っていたんですけども、最終的に金額的な問題とか、そういうことで合意に至っていなかったということで、現在もそういう協議は継続している状況ではございます。

○二見委員 訴えを提起するわけだから、これまでも協議していたんでしょうけれども、そもそもの損傷の調査とかが3年もかかったのかなと、そんなに時間がかかるものだったんですか。

平成31年から令和3年まで進展がなかったというか、調査自体はそんなに時間がかかるものではないと思ったんですが。

○松山港湾課長 今回、外国、香港の船主というのもございまして、調査に着手するまでもなかなか時間がかかりました。調査後についても、見積りなどを業者が算定したんですけども、その辺の金額の算定とかで、やはり少し時間がかかったという経緯はございます。

○山下委員 岸壁の使用許可は日本通運株式会社が取得しているわけでしょう。荷物を積んで出た船だから、それはうちの責任じゃないって言われると、そんな無責任なことだったら、日本通運株式会社に岸壁を貸すこともできないようになります。そこはそこでやっぱり追及していかんと、中国相手になかなか金は取れないですよ。日本通運にもある程度責任を負わせないと。

○松山港湾課長 確かに岸壁使用許可を受けたのは日本通運株式会社でございますが、実際、船が壊しているわけですので、今までの事例では、やはり船主の保険で修復している事例がほ



とんどでございますので、日本通運及び船主の両方で岸壁修復など解決を図っていただきたいと、両者に求めている状況でございます。

○山下委員 相手の船の保険の加入は、確認ができていますか。

○松山港湾課長 相手の船主の保険会社も払う意思はございまして、一応これぐらいの金額までは払うという表明は受けております。

○山内副委員長 8ページの県営住宅の要件緩和についてなんですけれども、同性パートナーも認めていただけるということで前進かなと思います。ありがとうございます。

一方で、パートナーシップ宣誓制度を導入していない市町村の方からの申出に対してはどのように対応されるのかを確認させてください。

○巢山建築住宅課長 今回の改正は、パートナーシップ制度を導入している市町村については、その市町村の市町村営住宅には入れるのに県営住宅には入れないという状況を解消するために行ったものでありまして、パートナーシップをまだ取り入れていない市町村については、従来どおり入れないという取扱いになります。

○山内副委員長 市町村と県の整合性を図るという点で前進したという点は、私も評価しているんですけれども、一方で、県営住宅に入りたいという思い、条件は一緒なのに、パートナーシップ制度のせいで入れないという点は、ちょっといかなものかなと思います。例えば、パートナーシップ制度を導入していない市町村に対して何か代替手段ですとか、そういったものを検討されるお考えはないんでしょうか。

○巢山建築住宅課長 現在のところ、同性パートナーで入居する場合には、同性パートナーであるという証明として、市町村の証明書をもって入居するということになっておりますので、

市町村に同性パートナーシップ制度を導入していただくしかないわけですが、これについては、所管課が人権同和対策課になりますので、連携を取りながらやっていきたいと考えております。

○山内副委員長 そちらの動きもぜひお願いしたいんですけれども、それと並行して、建築住宅課としても、その代替手段についての検討もぜひ進めていただきたいと思いますので、これは意見としてお願いいたします。

続いて、11ページの特例措置による変更について、議案案件は1件ということなんですけれども、この特例措置が対象になる案件は結構あるんでしょうか。

○中原技術企画課長 令和4年の3月に労務単価が上がり、それに伴いまして特例措置を適用しておりますが、5月末現在で、工事で149件、委託で153件が既に特例措置を行っております。

○山内副委員長 その対象になっている案件の方は、ほとんど申請されているという感じなんですか。申請対象なのに申請をしていない事例もあるのかどうかを確認させてください。

○中原技術企画課長 5月末現在ですので、詳細はまだ分からない部分があるんですが、5月末時点では対象となる工事が200件程度あると把握している中で、149件となっております。

○山内副委員長 県費を出すということで、自分の首を絞めることにはなるかもしれないんですけれども、正当な権利ではあるので、きちんと正当な部分に関しては払うほうがいいのかないという私の考えがありまして、この特例措置について十分な周知がなされていると思うんですが、その部分について御配慮というか、十分な周知・説明がなされているのかなという部分を確認させてください。

○中原技術企画課長 3月に労務単価を引き上げたときに、特例措置の文書と併せて、受注者に対しまして技能者の適正な賃金水準の確保に関する文書を発出しております。その中で市場における労務等の取引価格を的確に反映した、適正な価格で契約してくださいというお願いをしておりますので、それに応じて受注者は変更の申出をされていると考えております。

○山内副委員長 御対応ありがとうございます。

この特例措置と少し違うかもしれないんですけども、最近物価高でいろんな資材も高騰しているという中で、既に着手されている工事でも、資材が上がってきてしまっているのかなと思うんですけども、そういった部分についてはどういうふうな対応になるのでしょうか。

○中原技術企画課長 御指摘のとおり鉄鋼関係、鉄筋とか燃料、コンクリートなどの物価がかなり上昇している状況でございます。

このため、短期間で価格が急激に上昇する鉄鋼や燃料に関しましては、毎月単価の見直しを行っております。

それと併せて、今年に入って単価が上がってきている生コン、アスファルト合材等については、生コンは4月から、アスファルト合材は5月から、毎月単価調整を行いまして、市場の取引価格を適切に反映した予定価格の設定に努めているところでございます。

○山内副委員長 ありがとうございます。この物価高がいつまで続くのか、長期化するんじゃないかということも言われているので、ちょっと注意しながら私も引き続き見続けていきたいと思っております。

○西村委員長 ここで一旦休憩を挟みたいと思

います。再開時刻は1時10分といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

引き続き御質疑はありませんか。

○山内副委員長 先ほどの労務単価の話の続きなんですけれども、労務単価を県として出すということなんです、それが元請で止まらずに、きちんと下請の方々の手元まで届くのかどうかを確認させてください。

○中原技術企画課長 県では、適切な下請契約締結に向けて、施工体制点検というのを実施しております。その中で、下請企業が作成した請負代金内訳書に基づいて、適正に契約が締結されているかどうかや、取引上の地位を不当に利用した契約が行われていないかなどの聞き取り点検等を行って、適正に支払いがなされているかどうかを確認しているところです。

また、それに併せまして、技能労働者への適正な賃金水準の確保と文書を発出しまして、適切に賃金等を支払うように、受注者に向けて指導しているところでございます。

○山内副委員長 万が一反映されていない場合に、何か罰則とかあるのでしょうか。

○中原技術企画課長 基本的に民民の取引でありますので、罰則等はございません。

国でも毎年下請契約の取引が適正に行われているかどうかの調査等を実施している中で、しっかり見積りを出して、元請と下請が協議を行って、価格を決めて契約を結ぶという適切な手続を経た契約が9割以上行われているということで、おおむね適正に行われているのではないかと考えております。

○山内副委員長 引き続ききちんと下請けの方々の手元に届くようにチェックと対応をお願いします。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○井上管理課長 委員会資料の14ページをお開きください。

令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、令和3年度に議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので、報告を行うものであります。

14ページ、15ページが、一般会計における繰越事業の一覧であります。

15ページの一番下の行、左から3列目でございますけれども、繰越額の合計は356億5,427万6,046円であります。

繰越しの理由につきましては、各事業ごとに主なものを記載しておりますけれども、関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことなどにより、工期が不足したことによるものであります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

特別会計についてであります。

まず、上の表でございますけれども、公共用地取得事業特別会計でございます。

繰越額は、1億2,233万8,046円であります。

繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、港湾整備事業特別会計であります。

繰越額は、6,200万円であります。

繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

なお、一般会計と特別会計を合わせました県土整備部の繰越額の合計は、358億3,861万4,092円であります。

次に、17ページを御覧ください。

令和3年度宮崎県事故繰越繰越し計算書についてであります。

表の一番下になりますけれども、繰越額の合計は、一般会計の10事業について、28億6,838万1,883円であります。

繰越しの主な理由は、湧水の発生や災害等により、工法検討や工事再開に日時を要したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な資材の調達及び工事着手に日時を要したことなどであります。

繰越しについての報告は以上であります。

○東道路保全課長 委員会資料の18ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、人身事故が1件、物損事故が7件であります。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の覧に記載のとおりであります。

まず、1番目の道路施設不全事故につきましては、道路の橋梁部を走行中、橋のつなぎ目に設置してあるゴム製の伸縮装置の一部が外れて跳ね上がり、車両の底盤部の損傷と、運転者が頸椎・腰椎捻挫を受傷したものであります。

また、2番目は、1番目の事故の同乗者でありまして、事故後、検査のため病院を受診したものであります。

本件は、事故の状況から被害に過失を問うこ

とはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生した穴ぼこ——ポットホールにより、タイヤを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

4番目の側溝蓋不全事故につきましては、店舗駐車場の乗り入り口となっている側溝上を車両がバックで通過した瞬間に、道路の側溝蓋——鉄製のグレーチングが外れて跳ね上がり、タイヤを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

5番目の道路施設不全事故につきましては、県道から店舗駐車場へ乗り入れた際に、車道と歩道境に設置してあるコンクリート製の縁石が、車両が通過した瞬間に外れて跳ね上がり、車両底盤部を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

6番目と7番目の倒木事故2件につきましては、同一箇所が続けて発生した案件であり、緩やかなカーブ区間に倒れていた木に車両が衝突し、6番目はライトやサイドミラーなどを7番目はボンネットやバンパーなどを損傷したものであります。

本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

8番目の側溝蓋不全事故につきましては、自宅の車庫から県道へ出る際、歩道部に設置してあった側溝の上を車両が通行した瞬間に、道路

の側溝蓋——鉄製のグレーチングが外れて道路側溝へ落ち込み、車両の底盤部、タイヤ等を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

9番目の穴ぼこ事故につきましては、路肩幅員の狭い橋の上に発生していた穴ぼこにより、車両底盤部、タイヤ等を損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は、4,015円から164万6,827円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保につとめてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上であります。

**○巢山建築住宅課長** 委員会資料の20ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納しており、電話、手紙、訪問による再三の納付指導に対し、一切反応を示さなかったことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明渡し請求を行いました。

その後も、引き続き滞納家賃等の支払いと住

宅の明渡しを求めため接触を試みてまいりましたが、行方不明状態となっており、今後も自主的な家賃等の支払い及び住宅の明渡しを期待できないと判断されたことから、住宅の明渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

なお、表右端の専決年月日欄に記載した日に専決処分を行っております。

建築住宅課は以上であります。

**○西村委員長** 執行の説明が終わりました。質疑はございませんか。

**○二見委員** 道路保全課の事故繰越の理由が、資材の需要急増となっているのですが、原因がよく分からないので、当初の計画から何が起こったのか、説明していただけないでしょうか。

**○東道路保全課長** 当案件は、国道218号高千穂町の雲海橋という橋梁の補修工事でございます。現在、全国的に国土強靱化対策ということで、高速道路ですとか橋梁の耐震補強工事等が進められているところですが、今回の工事案件につきましても、発注後、材料手配と申しますか、鋼材、鋼板、そこらの手配に時間を要しまして、契約期間内に完了しなかったものでございます。

**○二見委員** いや、当初の工事の計画があって、それに、需要の急増に伴いということだから、何か想定外のことが起こったのかなと思ったんですが、今の説明では分かりづらかったんですか、何かあったんですか。

**○東道路保全課長** まず最初に入札を行ったところだったんですけれども、受注者がなく、再度入札を行いました。その段階で工事発注が遅れ、契約後に材料手配を行ったんですけれども、そこで資材の手配ができなかったと。全国的に行われている橋梁の補修あたりで、鋼材という

のが使われておりました、そこが手配できなかったといったところが要因です。

**○二見委員** 別にこれを追及しようということではなくて、資材を調達する日時がかかったというのは、書いてあるから分かるんですけども、急増した理由が分からないなと思って聞きしたんですが、今の話を聞いていると、急増した理由はないのかなとも思うんですが。

**○東道路保全課長** 急増の理由としましては、やはり先ほど申しましたように、国土強靱化によって、今、日本全国で進められております橋梁の補修関係などで、かなり大きい工事が出ておりますので。

**○二見委員** なるほど、現場で何かが増えたというわけじゃなく、環境的に、市場がそうだったからということですね。

**○西田県土整備部長** 補足をさせていただきますと、先ほど道路保全課長が申したとおり、国土強靱化の加速化対策ということで、昨今、維持管理に関する工事が大変増えております。

特に今は高度経済成長期に造った橋梁あたりがたくさん補修の時期を迎えておりました、特に高速道路株式会社あたりが、大口で何十億円単位で工事を発注します。そうすると、流通上どうしても資材はそちらのほうに行ってしまう、個別の橋での発注をメーカーも少し敬遠するような傾向にありまして、資材の調達がうまくいかずに、結果的に事故繰越といった形です。日本全国で今行われている補修対策、そこに需要が急増したという背景がございます。

**○山内副委員長** 20ページの県営住宅の管理上必要な訴えの提起の、この方は行方不明にもなったということなんですが、もうちょっと詳しい状況をお伺いしてもよろしいでしょうか。

**○巢山建築住宅課長** この入居者は、母一人子

一人という状況で、令和元年12月に入居されました。これは後から連帯保証人である父親に聞いた話なんですけれども、当初から父親が家賃を肩代わりして支払っていたということです。

令和3年の5月ぐらいから滞納が始まり、連帯保証人とやり取りしていたんですが、令和3年の11月ぐらいに連帯保証人から、電気メーターを確認したところ動きがなく、どうも入居の実態がないようだとの連絡があり、住民票を取得したら、住所はそのままだったんですけれども苗字が変わっていたというような状況です。

ということで、最初から入居者とは連絡が取れないとか、取っていないような状況であったということです。

○山内副委員長 連絡が取れない状態で、こういうふうに入居できたのかなと不思議な部分もあったんですけれども、その方が元気でお過ごしであれば大丈夫なんですけど、ほかの福祉的なサポートとかが必要な方だったのかなという懸念もあったりして、県営住宅の部屋を貸すだけじゃなくて、何かそういうほかのサポートが必要な方だったのかな、県としての対応とかはいかがだったのかなということがちょっと気になったんですけれども、もし何かそういう点で御説明いただける部分があればお願いします。

○巢山建築住宅課長 入居の際の詳しい経緯については手元に資料がないんですけれども、独り親世帯として入居したということですので、そのときには通常の抽せんによって入居を決定して、一旦は入られたという状況にあったんだろうとは思っています。

ただ、何か県としてサポートできる部分があったのではないかという点については、委員のおっしゃるとおりだと思っております。

○山内副委員長 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○黒木都市計画課長 委員会資料の22ページをお開きください。

都市計画区域マスタープランの一部改定について御説明いたします。

1の概要であります。

都市計画区域マスタープラン、以下「プラン」と申しますが、プランは、都市の発展の動向、都市計画区域における人口や産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方針を定めるものになります。

本県では、県内に18ある都市計画区域について、通勤通学や医療、買い物等の日常生活圏でつながりや関連性が強い6圏域に集約してプランを策定することで、都市計画の広域的な調整を図ることとしているところであります。

23ページにありますプランの圏域図を御覧ください。

赤線で示す県内18の都市計画区域と対応します6圏域を示しております。

22ページに戻っていただき、プランの主な内容としましては、(1)都市計画の目標、(2)区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針、(3)主要な都市計画の決定方針となっております。

続きまして、主な内容の下の図になりますが、赤枠のプランの位置づけとしましては、下矢印の市町マスタープランと、右矢印の個別都市計画に対する上位の計画となるものであります。

次に、図の下、2の改定内容であります。

今回の改定は、コンパクトな都市の形成を図

るといふ本県の都市計画に関する基本方針の考え方を維持しながら、都市計画関連法令の改正等に伴い、(1)にある新たな都市政策などの追加や、おおむね5年ごとに行います都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、(2)の人口や産業の将来推計等の時点修正など、圏域ごとに一部改定を行ったものであります。

最後に、3の経緯であります。

昨年9月定例会の常任委員会におきまして、改定状況の経過報告をさせていただき、10月にパブリックコメントを実施しました。その後、国との協議など法定手続を進め、本年3月に開催しました都市計画審議会への諮問を経て、4月には国土交通大臣の同意を得たところです。

改定に至る一連の手続が完了しましたことから、今月末までにプランの決定・公表を予定しております。

都市計画課からは以上であります。

**○巢山建築住宅課長** 委員会資料の24ページをお開きください。

宮崎県耐震改修促進計画の一部改定について御報告いたします。

この計画の改定につきましては、本年3月の常任委員会で報告させていただいたところがありますが、5月24日に計画を改定しましたので、御報告させていただくものでございます。

1の目的及び一部改定の理由であります。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年に第1期計画を策定して以降、5年ごとに見直しを行っておりますが、今回、令和3年12月に改正された国の基本方針を受けて、耐震化率の目標値など、現行計画の一部改定を行いました。

2の改定案の概要については、25ページに別紙を掲載させていただいておりますが、前回報

告のとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

3の経緯であります。令和4年3月に、県議会常任委員会に改定素案をお示しした後、令和4年3月30日から4月28日までの約1か月間、パブリックコメントを実施しました。その後、令和4年5月に原案どおり計画を改定したところであります。

次に、26ページをお開きください。

県央・県南地区の県営住宅に係る次期指定管理者の指定についてであります。

県営住宅においては、指定管理者制度を導入しており、県内全域を県北地区と県央・県南地区の2つの地区に分けて、それぞれ指定管理者を指定しておりますが、県央・県南地区の県営住宅における今期の指定期間が今年度末で終了となるため、令和5年度からの次期指定管理者の募集について、その方針等を御説明するものであります。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要であります。現在、県北地区を除く8土木事務所管内の81団地6,642戸について、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が、平成30年度から5年間管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況であります。

県営住宅では、抽せんによる定期的募集を年に4回実施しております。近年では、この定期募集においては230戸から259戸を募集しているのに対して、応募者数はその2倍程度となっておりますが、入居に至った戸数は募集戸数の半数未満となっております。これは、エレベーター付の団地や立地のよい団地に応募が集中しているためであると考えております。

なお、定期募集で入居に至らなかった住居については、随時募集により、申込み先着順で入居者を決定しておりますが、この随時募集による入居戸数も含めると、年間で募集した住戸とおおむね同数が入居に至っている状況となっております。

(3)の施設収支状況です。

収入の内訳としましては、指定管理料のほか、預金利息等のその他収入があります。また、支出の内訳は、団地の管理を担う各地区の不動産管理会社に対する管理料のほか、指定管理者が雇用する職員の人件費、印刷費を含む事務経費等があります。

なお、収支差額は表の一番下のとおり、令和元年度から令和3年度の間では1,329万円余から1,874万円余となっており、利益率が約7%から9%となっております。

27ページをお開きください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組であります。指定管理者制度の導入により、窓口の箇所数の増加、窓口の開業日の増加及び受付時間の拡充のほか、募集戸数、募集住戸の内覧の実施や住戸内写真のホームページの掲載等の取組がなされております。

(5)の指定管理者制度の導入に対する評価であります。県による直営での管理体制と比べますと、窓口の箇所数の増加等により、入居者や入居を希望する県民にとって、手続等の利便性が向上したことや、県営住宅使用料の徴収率の向上により、県の収入増に貢献していること等が評価できる点と考えております。

一方で、県営住宅の管理業務は、制度が複雑で知識と経験を要することや、様々な事情がある入居者との信頼関係の構築に時間を要することなどから、今後も人材育成と資質の向上に努

めることが望まれるという点が課題であると考えております。

次に、2の次期の募集方針についてであります。

(1)の業務の範囲は、記載のとおりであります。入居者や家賃の決定、同居の承認など、公営住宅法上、県が行うこととされている業務は含まれておりません。

(2)の指定期間は、令和5年度からの5年間、(3)の基準価格は、年額2億66万6,000円としております。これは、指定管理料の上限額であり、最終的な指定管理料は候補者が応募する際に求める経費削減策に基づき提示される金額により決定することとしております。

なお、今期の基準価格を消費税10%で再計算した場合と比較しますと、年額で685万5,000円の増となっております。主な増額理由は、労務単価が上昇したことによるものであります。

(4)の利用料金であります。家賃については公営住宅法施行令により、駐車場使用料については県の告示によりそれぞれ定められており、これらは指定管理者が徴収し、全額県の収入となります。

(5)の募集概要であります。期間は令和4年7月4日から約2か月としております。その間において説明会の開催や募集要領に関する質問への対応のほか、県のホームページや各種メディア等で応募についての周知を図ることとしております。

28ページをお願いします。

(6)の資格要件であります。入居者の利便性に配慮し、本店等のほかに各土木事務所ごとに1つ以上の支店等を設置することなどを要件とするほか、入札参加資格停止の措置を受けていないこと等の適格要件を設定しております。



(7)の選定であります。①の審査の流れとしましては、まず、建築住宅課において申請書類に基づく資格の審査を実施します。次に、②の外部委員による指定管理候補者選定委員会において、書類審査を通過した応募者によるプレゼンテーションや各委員におけるヒアリングを実施の上、審査を行います。

なお、②の委員につきましては、表にありますとおり、学識者、公認会計士、社会福祉の専門家、利用者代表等から5名をお願いしております。

次に、③の内部委員による指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果との照合・確認を行うという流れになります。

29ページをお願いします。

(8)の選定基準であります。①住民の平等な利用が確保されること、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画であることなど、5項目を設定しており、こちらは今期の指定管理者を募集したときと同様の基準としております。

(9)の審査項目配点であります。①から⑤を基準に、表に記載の22項目について、表の右側の配点により、審査を行うこととしており、点数の最上位の応募者が指定管理の候補者となります。

30ページをお開きください。

3のスケジュールについてであります。

今後、7月4日から約2か月間で募集を行い、9月中旬から審査等を実施し、10月中旬に指定管理候補者を選定する予定であります。その後、11月定例県議会に指定管理者の指定議案を提出させていただき、指定管理者を指定後、基本協定の締結を経まして、令和5年4月1日から新しい指定管理者による管理を開始する予定であります。

建築住宅課は以上であります。

○**廣松高速道対策局長** 高速道対策局です。

委員会資料の31ページをお開きください。

高速道路等の整備状況と主な課題について説明します。

初めに、1の整備状況の概要についてです。

図の中に①から⑯まで各区間に番号を振っております。その順番に説明します。

まず、北から順に九州中央自動車道についてです。

①のとおり、18.2キロメートルが供用済みです。事業中の区間は、②から④のとおり、五ヶ瀬町から日之影町までの区間となっております。

①の蘇陽－五ヶ瀬東間は、今年度用地取得に着手する予定です。

②の五ヶ瀬東－高千穂間は、昨年度から工事に着手しており、今後、本格的に工事が進められる予定です。

④の高千穂－雲海橋間は、現在、設計などが行われております。

また、⑤の平底－蔵田間は、調査中となっております。

次に、東九州自動車道についてです。

⑥にありますとおり、136.8キロメートルが供用済みです。事業中の区間につきましては、⑦の清武南－日南北郷間は、今年度中の開通に向けて、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策工事など、順調に進捗しております。

⑧の日南東郷－油津間は、今年度、広渡川と酒谷川の合流部に架かる橋梁工事などが行われます。

⑨及び⑩の油津－南郷、奈留－夏井間は、今年度工事に着手する予定であり、串間市においては初めての工事区間となります。

なお、⑪の南郷－奈留間は、国が調査を行っ

ており、新規事業化を目指しております。

次に、東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化とスマートインターチェンジについてです。

⑫の宮崎西―清武間の一部3.7キロメートルが4車線事業中であり、現在、工事が行われております。

⑬の日向―都農間、高鍋―宮崎西間は、4車線化の優先整備区間に指定されており、その中から⑭の高鍋―西都間の一部4.7キロメートルが4車線事業中であり、現在、測量などが行われております。

また、⑮の新富スマートインターチェンジが事業中であり、現在、設計などが行われております。

次に、都城―志布志道路についてです。

国土交通省、宮崎県、鹿児島県による事業ですが、宮崎県が施工する区間は全線開通しております。本県内で残る事業中の区間は、⑯の国が施工する都城―乙房間であり、令和6年度に開通予定です。

以上が整備状況の説明です。

次に、2の主な課題について説明いたします。

南海トラフ地震などの大規模災害の対応の観点や物流の効率化の促進など、県内の経済活動の基盤を整備する観点から、(1)の未事業区間の早期事業化、(2)の事業中区間の早期完成が課題であります。

次に、(3)ですが、災害時における通行機能の確保や平常時における時間信頼性や事故防止の観点から、有料区間における暫定2車線区間の早期4車線化が課題であります。

説明は以上です。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

**○二見委員** 建築住宅課の県営住宅の指定管理のことで、直接関係はないんですけども、2の次期募集の方針、業務の範囲の中で、入居、明渡し等があるわけですが、出入り口の清掃とか、ちょっとした草取りといった、基本的に住民の方々がされることや、大きな植木の剪定など管理者がすべきこと、また県の建築住宅課で対応しなければならないこと、この整理というのはされていらっしゃるんですか。

管理会社に問い合わせても何もしてくれないという話が出たりするものだから、何か整理というのはしてあるんでしょうか。

**○巢山建築住宅課長** 入居者、県、それぞれの役割分担につきましては、入居の際に入居者のしおりというのを作っております、一覧表でこれは入居者の方にお願ひします、これは県でやりますというような形で案内はしております。

**○二見委員** じゃあ、それを見ないといけないですね。長く住んでいらっしゃる方とかは持っているかどうか分かりませんが。

それと地域にもよるのかなというのもあって、住民の方々がまとまってちゃんと対応できるところもあれば、御存じのとおりもう高齢化が進んでなかなか動けないという人が多いところもあつたりとか、そこ辺を何もかも行政ですべきじゃないと思うんですけども、そこに合った寄り添い方というか、そこ辺まで心配りしてもらえると、住んでいらっしゃる方々は本当に助かるんだろうなというのがあつたもので、一応分かりました。

**○西村委員長** 私からも指定管理者についてですが、過去2億円ぐらいの基準価格で業務を委託して、県北は県北で独立されて、県北以外の地域が全部まとめられているんですが、非常に広域な範囲で、こういったら何ですけども、

指定管理の競争性を欠くような――過去は宅建業協会が取られて、当然賃貸に詳しい専門家だとは思いますが、逆に言えば、もうここ以外受けられるところがあるのかなと思います。

管理エリアを3つとか4つに分けると、その地域の不動産屋が手を挙げるができるのかなと思うんですけれども、これを一括でやられる理由と、これに競争性があるのかどうかというのを伺いたいです。

**○巢山建築住宅課長** 対象地域を広域とした理由につきましては、業務の効率化と、県民サービスを一定レベルに保つというところ、あとはスケールメリットといいですか、そういうことで順次拡大していったということでございます。

競争性というところについては、確かに現状ではほかにやるところがないような状況にはなっておりますけれども、ある程度やむを得ないのかなとは思っているところです。

**○西村委員長** 今、日向市も延岡市と一緒に運営されていて、そこもたしか宅建協会が指定管理者になっていると思うんですけれども、1つの市だけでやれば、地元の賃貸を得意とする地場企業みたいなのが手を挙げる可能性はあると思うんですが、この指定管理者は8箇所の土木事務所管内にそれぞれ支店を置く必要があるとなると、相当大きな不動産業者となり、実際はないと思います。

例えば、県外企業なんかで物すごいサービスとかノウハウがあるところでも、多分これは手を挙げることでできない状況ではないかと思えます。もちろん宅建業協会が悪いっていうわけじゃなくて、宅建業協会しか取れないシステムっていうのは、そもそも指定管理にする必要性がどうなのかなっていうのもあるから、そこは、今すぐ答えは出ないかもしれませんが、土

木事務所管内ぐらいに切り分けることも考えてやってもらったほうがいいのかなというところもあります。

実際は、宅建業協会の中の不動産屋が、多分、担当会社を決めて、各担当がやられていると思うんです。そこら辺も、民間委託しているようで民間委託していないようなところがあるものですから、その辺りの問題点はないんですか。

**○巢山建築住宅課長** 過去におきましては、宅建業協会の中の一部の不動産屋がグループをつくって応募したということもございますので、そういった点も含めて、今後検討していきたいと思えます。

**○西村委員長** まさしくそういうことなんです。やる気がある人たちが、自分たちが手を挙げてやっていこうというのと、同じ宅建業の中でも、スケールメリットだけで仕事をどんどん取ってしまつて、ほかのところも手も挙げられないシステムというのはどうかなと。

そもそも競争することが指定管理制度の目的の一つだと思いますので、その辺の公平性・平等性も担保するよう課題として考えていただきますようお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** それでは、ないようですので、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○西村委員長** それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時58分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっております。明日、行いたいと思います。

再開時間は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時58分散会

令和4年6月23日(木曜日)

---

午後0時58分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
議事課主任主事	山本	聡

---

○西村委員長 委員会を再開いたします。

採決の前に、賛否も含めて御意見をお願いいたします。

○来住委員 今から採決に付される議案の中で、議案第7号については賛成できませんので、よろしくをお願いします。

○西村委員長 それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず、議案第7号について、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○西村委員長 挙手多数。

よって、議案第7号については、原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第4号、議案第9号から11号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容についての御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は、7月21日木曜日に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。

この報告につきましては、お手元に配付の委員長報告骨子案を基に行いたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようでありますので、総会における委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から全員協議会で総会における委員長報告を協議し、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月19日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時4分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

なお、7月の閉会中の委員会では、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の総会における委員長報告についての協議も行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。

10月19日から21日に実施予定ですが、御意見、御要望がありましたら併せてお出しいただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、また改めて御意見を伺いたしたいと思います。

そのほかで何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時6分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢

